

## ○平群町安心見守り事業実施要綱

(平成 29 年 12 月 1 日要綱第 14 号)

### (目的)

第 1 条 この要綱は、定期的な見守りが必要である高齢者（おおむね 65 歳以上の者をいう。以下同じ。）などに対して、地域支え合い推進員が関係機関と連携・協力のもと訪問などを行い、安否確認や日常生活の相談などを通し、誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続できるよう支援することを目的する。

### (実施主体)

第 2 条 平群町安心見守り事業（以下「事業」という。）の実施主体は、平群町とする。

### (対象者)

第 3 条 事業の対象者は、地域での見守りを必要とする町内に住所を有する者で次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 高齢者の一人暮らし及び高齢者のみで構成された世帯
- (2) 民生児童委員などが見守りを必要と判断した高齢者など

2 事業の対象者は活動者や関係機関などに対して必要とされる個人情報の提供を行うことに同意することを条件とする。

### (事業の内容)

第 4 条 事業の内容は、地域支え合い推進員による見守りを必要とする前条の規定する対象者への定期的な訪問などによる見守りや安否確認、心身の状況などの把握を行う。

- 2 見守りの方法や頻度などについては、担当地域の民生児童委員と地域支え合い推進員が利用者を訪問し、協議のうえ決定する。
- 3 地域支え合い推進員は、見守り活動の内容などについて、月に 1 回活動記録票に記入し事務局に提出することとする。事務局は、活動記録票の内容を確認し、対象者の状態に変化などがあれば民生児童委員と情報を共有し、必要な支援に繋げる。
- 4 地域支え合い推進員は、訪問時に利用者に急病その他の緊急事態が発生したときは、消防・警察その他の支援機関に通報するとともに、事務局及び民生児童委員に連絡を行うこととする。

### (活動者)

第5条 事業を実施するために、自治会、民生児童委員などと連携し、地域住民と共に援助を必要とする人たちに対し支援活動を行う地域支え合い推進員を設置する。

2 地域支え合い推進員の職務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 平群町安心見守り事業利用者などへの見守り・安否確認
- (2) 自治会、民生児童委員及び福祉関係者等との連携や協働
- (3) その他地域福祉活動に必要とされる事業への参加・協力  
(委嘱)

第6条 地域支え合い推進員は、自治会長が地域支え合い推進員推薦書（様式第1号）により推薦し、町長が委嘱する。

2 地域支え合い推進員は、1自治会につき1名以上委嘱するものとする。

(選任基準)

第7条 地域支え合い推進員に推薦される者は、社会福祉の精神に基づいて、自治会、民生児童委員及び関係機関と協力して職務を遂行できる者とする。

(任期)

第8条 地域支え合い推進員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補充により就任した地域支え合い推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

(厳守事項)

第9条 地域支え合い推進員は、第4条に規定する活動を行うに当たっては、対象者の信条、生活様式等を尊重し、及びプライバシーの保護に留意して実施するものとし、次に掲げる行為は行ってはならない。

- (1) 特定の政党への投票の依頼
- (2) 宗教の入信の勧誘
- (3) 売買等の営業を目的とした活動
- (4) 地域支え合い活動に必要な限度を超える情報の収集
- (5) 対象者、近隣住民等に対する立ち入り調査

2 地域支え合い推進員は、見守り活動を行うときは、平群町地域支え合い推進員登録証を携帯するものとする。

3 地域支え合い推進員は、第4条に掲げる事業の遂行上知り得た内容を他者に漏らしてはならない。

(申込み)

第 10 条 この事業を利用しようとする者は、「平群町安心見守り事業利用申請書」  
(様式第 2 号) を町長に提出するものとする。

2 町長は、利用の可否を決定し、「平群町安心見守り事業決定(非該当)通知書」  
(様式第 3-1、3-2 号) により申請者に通知するものとする。

3 町長は、この事業の利用者を決定したときは、平群町安心見守り事業調整依頼  
書(様式第 4 号) により地域支え合い推進員に通知を行うものとする。また、利  
用者名簿を作成し管理するものとする。

(申請事項の変更(異動)等の届出)

第 11 条 利用者は、次の各号に掲げる事項に変更(異動)があったときは、速や  
かに事務局に申し出るものとする。

(1) 住所その他の申請事項に変更があったとき。

(2) 第 3 条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(3) 事業の利用を辞退するとき。

(費用の負担)

第 12 条 この事業を利用する者は、当該事業の利用に関する費用を負担しないも  
のとする。

(事務局)

第 13 条 この事業の事務局は、平群町地域包括支援センターとする。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第 1 号(第 6 条関係)

平群町地域支え合い推進員推薦書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 11 条関係)

平群町安心見守り事業利用申請書

[別紙参照]

様式第 3-1 号(第 11 条関係)

平群町安心見守り事業決定通知書

[別紙参照]

様式第 3-2(第 11 条関係)

平群町安心見守り事業非該当通知書

[別紙参照]

様式第 4 号(第 11 条関係)

平群町安心見守り事業 調整依頼書

[別紙参照]